

加工事業者に係る分割認可申請について（その2）

1. はじめに

三菱原子燃料株式会社（以下「当社」とする。）は法第18条第1項に基づく事業許可の変更申請（分割認可申請）を行う場合に必要な手続きについて、2022年12月8日の行政相談以降で追加の確認事項があるため、再度、行政相談を行うものである。

なお、当社加工事業の承継計画は、2022年12月8日の行政相談で説明した内容から変更はない。

2. 行政相談事項

分割認可申請を行うに当たり、当社は法並びに規則の要求事項を踏まえて申請を行うことを考えているが、法並びに規則の要求事項に対して、以下①～④の取り扱いについて、追加で行政相談したいと考えている。

分割認可申請に係る行政相談事項

① 経理的基礎の説明レベルについて

規則第4条第1項第4号の要求事項『分割の方法及び条件』において、法第14条の第2号に適合することを説明するものと理解している。

- a. 法第14条第2号の加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎の説明要求に対しては、規則第4条第2項の第6号の要求事項に対する説明（加工の事業の資金計画及び事業の収支見積り）を参照する説明で足りると理解しているが問題ないか（規則第3条第2項の第1号（事業許可における事業計画説明）と同等の説明は不要と理解しているが問題ないか）。
- b. 上記a項で、規則第3条第2項の第1号（事業許可における事業計画説明）と同等の説明が必要な場合、今回の分割認可申請では工事が発生しないため、「変更の工事に要する資金の額及びその調達計画」は記載不要という理解でいるが問題ないか。

② 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明について

- a. 上記は規則第4条第1項の第7号、規則第4条第2項の第7号に要求があるが、これに対しては、以下の通り説明を行うことを考えている。
 - 規則第4条第1項の第7号に対する説明は、令和2年5月29日に品管規則施行に伴い届け出た『保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出（三原燃第20-0122号）』から変更が無いため、そのまま記載するが問題ないか。
 - 規則第4条第2項の第7号に対する説明については、今回の分割認可申請では工事及

び調達が発生しないため、令和4年12月15日に開催された『第2回3条改正に係る許認可手続き等に係る被規制者との意見交換会』にて提示された資料1-2 (JAEA 原子力科学研究所、京都大学複合原子力科学研究所の添付書類の記載事例) 程度の記載で、当社の品質管理に必要な体制の説明は十分ではないかと理解しているが問題ないか。

変更許可申請に係る行政相談事項

- ③ 法第16条第1項に基づく許可の変更申請（以下「変更許可申請」とする。）の必要性について
法第16条第1項において、事業許可では法第13条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号※に掲げる事項を変更する場合は、原子力規制委員会の許可を受けなければならないとしている。

今回の変更許可申請では、法第13条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号に掲げる事項に変更は生じないことから、変更許可申請の手続きは不要と考える。法の解釈として問題ある場合にはご教授願いたい。

- ※ 加工施設を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（法第13条第2項第2号）
加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法（法第13条第2項第3号）
加工施設における放射線の管理に関する事項（法第13条第2項第5号）
加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項（法第13条第2項第6号）
加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（法第13条第2項第7号）

- ④ 分割認可申請の先行申請について

上記③の申請手続きが要となった場合、まずは分割認可の申請を行う手続きを進めたいと考えているが問題ないか。手続き上、問題ある場合にはご教授願いたい。

その他の相談事項

- ⑤ 保安規定の取り扱いについて

社名変更に関しては、事業許可において「届出」の範囲だが、内容に変更のない保安規定について「変更認可申請」が必要という方向性に変わりはないか。

事業許可と同様に「届出」若しくは「読み替え処置」での対応としたいが、問題ある場合にはご教授願いたい。

以上